

全肢連情報

ZENSHIREN BULLETIN

□編集・発行

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会

〒170-0013

東京都豊島区東池袋1丁目36番7号

アルテール池袋709号

□Publisher ZENSHIREN

TEL: 03-3971-3666

FAX: 03-3971-6079

E-mail: web-info@zenshiren.or.jp

皆様からのニュースのご提供を
心からお待ちしております。

全肢連情報はホームページ「響(ひびき)」でもご覧になれます。URL: <http://www.zenshiren.or.jp>

SNSで障害児・者、肢体不自由児・者の情報交換を **Facebook** <https://www.facebook.com/ZENSHIREN>

第46回内閣府障害者政策委員会開催される

令和元年10月17日(木)中央合同庁舎8号館において第46回内閣府障害者政策委員会が開催された。

前回に引き続き、障害者差別解消法の施行後3年の見直しの検討に関する審議が行われ、民間事業者による合理的配慮を義務化することなどを特に議論が必要な論点とした。現在は行政機関には義務付けられ、民間事業者は努力義務にとどまっているが、地方自治体の一部は条例で事業者に義務付けている。

引き続き、差別の解消に義務化が必要だとの声を踏まえて検討し、2020年2月までに報告書を取りまとめる予定だ。

また、国連障害者権利委員会の事前質問事項の採択に関し外務省より報告が行われた。

以下、概要を一部抜粋し報告する。

○障害者差別解消法の見直しの検討について

合理的配慮の提供を行う事業者側の意見として、(一社)日本経済団体連合会(以下、「経団連」)SDGs本部長 長谷川智子氏より、経団連がこれまで実施してきた企業行動憲章の改正や、ユニバーサル社会の実現、心のバリアフリーに向けた取組みについての報告がされた。

また、日本商工会議所 産業政策第二部 主席調査役 大内博氏より、合理的配慮の提供に関する日本商工会議所の考えや、国民各層に向けた普及・啓発活動と意識の醸成、事業者への支援策拡充、地域協議会での連携に関し資料に基づき説明が行われた。

両名から、障害者差別解消法において一律に事業者による合理的配慮の提供を義務化することについて、慎重にその妥当性を検討することが不可欠である、事案毎の当事者間の対話による対応に委ねることが必要との見解が述べられた。

○国連障害者権利委員会の事前質問事項の採択について

障害者権利条約締約国（日本は平成26年に批准）は、条約の実行状況を国連の障害者権利委員会に報告し、その報告を受けて障害者権利委員会が日本政府に提示する事前質問事項に回答する義務がある。その後、審査（建設的対話）が行われ、国連障害者権利委員会が提示する勧告を尊重して、政策を改善し、次回の定期報告に備えるという対応が求められる。

日本政府が平成28年に提出した第1回政府報告に対する34項目の事前質問事項が、本年9月25日に採択された。この質問事項に対する回答は、2020年6月8日までであり、日本の審査（建設的対話）は、2020年8月後半から9月前半の間の2日間が予定されている。

障害者の権利に関する委員会 初回の日本政府報告に関する質問事項 外務省仮訳(暫定版)(2019年9月)

(※一部抜粋)

◆危険な状況及び人道上の緊急事態（第11条）

以下のために、障害者団体と緊密に協議し同団体を積極的に関与させつつ講じた措置についての情報を提供願いたい。

- (a) 地震、原子力発電所災害を含めた危険な状況及びこれら状況の結末における全ての障害者に関する規範的な枠組の履行、監視、及び評価。
- (b) 危険な状況及び人道上の緊急事態において、全ての段階で全ての障害者に対し入手可能な情報を提供すること。
- (c) 危険な状況及び人道上の緊急事態において提供される、避難所、一時的住居及びその他のサービスが利用しやすく障害を包容するものであり、年齢や性別を考慮するものであることを確保すること。
- (d) 障害の包容に特に注意を払いつつ、仙台防災枠組の効果的实施を確保すること。
- (e) 危険な状況及び人道上の緊急事態において自宅が破壊された障害者が立ち直ることを確保すること。

◆法律の前にひとしく認められる権利（第12条）

以下のために講じた措置についての情報を提供願いたい。

- (a) 障害者が法律の前にひとしく認められる権利を制限するいかなる法律も撤廃すること。また、民法の改正によるものを含め本条約に従うために事実上の後見制度を廃止すること。また、代替意思決定を支援付き意思決定に変えること。
- (b) 法的能力の行使に当たって彼らが必要とする支援を障害者に提供すること。
- (c) 障害者が法律の前にひとしく認められる権利及び意思決定のための支援を受ける権利について意識の向上を図ること。特に障害者とその家族、司法の専門家、政策立案者及び障害者のためあるいは障害者とともに働いているサービス提供者を対象とするもの。

◆司法手続の利用の機会（第13条）

以下のために講じた措置についての情報を提供願いたい。

- (a) 民事、刑事及び行政手続において障害者のために個人ごとに必要な事項を判断し個人ごとの支援と手続上の配慮を提供すること。これには裁判所の建物、司法及び行政の施設への物理的なアクセスのし易さを含め、点字、デジタル版、読み易い版、手話言語、利用可能な有資格の通訳者の数を示すことを含め、拡大写本で利用し易いフォーマットで手続についての公式情報を入手可能な状態にすることを含む。
- (b) 弁護士、裁判所職員、裁判官、検事並びに警察官及び刑務官を含む法執行機関職員のための研修計画を含め、定期的に障害者の権利に関する意識向上キャンペーンを実施すること。
- (c) 心理社会的又は知的障害のある犯罪の被疑者が、差別なくかつ他の者との平等を基礎として、裁判前の勾留を含め司法手続が利用できることを確保すること。

◆自立した生活及び地域社会への包容（第19条）

以下についての情報を提供願いたい。

- (a) いまだに施設に生活する障害者、脱施設化した障害者と彼らの現状について、とりわけ性別、年齢、居住地、支援提供の有無によって分類した数値。
- (b) 障害者の脱施設化についての短期及び長期戦略及びリソースの配分（リソースを精神科病院から個人ごとの支援や地域の利用可能なサービスに移行することによるものを含む）。

◆個人の移動を容易にすること（第20条）

障害者の制限のない個人移動に必要な、移動補助具及び支援補装具、支援機器並びにサービスの利用に関する詳細な情報を提供願いたい。これには訪問介護、同行援護サービス、地域生活支援サービスのもとでの移動支援サービスを含む。

◆ハビリテーション及びリハビリテーション（第26条）

国及び地方の当局によって提供された支援補装具及び器具を含め、ハビリテーション及びリハビリテーションを提供するためにとった措置についてお知らせいただきたい。かかるサービスを受けた障害者の数を性別、年齢、障害によって分類し、全サービス要望数のうちのパーセンテージとして示していただきたい。

◆労働及び雇用（第27条）

以下のためにとられた措置についての情報を提供願いたい。

- (a) 障害者、特に心理社会的又は知的障害のある者や障害のある女性の雇用を「福祉的雇用」及び保護作業所から開かれた労働市場に移行することにより促進すること。
- (b) 合理的配慮の拒否を含め雇用時の障害に基づく差別を禁止する法的条項を履行すること。また、個人ごとの支援の提供を確保すること。更に公的部門及び民間部門における雇用時の障害に基づく差別があった事案については救済措置を講じること。
- (c) 障害者の権利と貢献について雇用者の間で意識を向上すること。

▽詳しくは、内閣府障害者政策委員会▽

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/index.html

台風19号を激甚災害と非常災害に指定

政府は10月29日午前の閣議で台風19号による被害を激甚災害と大規模災害復興法に基づく「非常災害」に指定することを決定した。被災自治体に迅速な財政措置を講じ、早期の復旧・復興を目指す。政府は今後、災害関連の令和元年度補正予算案の年内編成に向け、調整を急ぐ考えだ。

激甚災害は、豪雨や地震などの大規模災害で被災した自治体を財政支援するため、政府が激甚災害法に基づき指定する。激甚災害指定で、自治体を実施する道路や河川、農業関連施設などの復旧事業に対する国庫補助率が1～2割程度引き上がるほか、被災企業が再建資金を借りやすくなる。

一方、非常災害への指定により、長野県の千曲川決壊で甚大な被害が出た海野宿（うんのじゅく）橋（東御（とうみ）市）など被災自治体の道路計6カ所の復旧事業を国が代行することが可能となった。

今回の台風は被害が広範囲に及んでおり、自治体だけでは対応が困難なため、国の主導で復旧を加速させる。大規模災害復興法適用は平成28年に発生した熊本地震以来2例目となる。

▽内閣府 防災情報▽

<http://www.bousai.go.jp/>

また、厚生労働省では災害ごとに被災した方々への健康・医療等の情報や被害状況、通知や事務連絡等の情報をとりまとめている。

▽厚労省 災害への対応▽

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055967.html>

災害ボランティアセンター98カ所

台風19号で被害を受けた被災地支援に向け、動きが本格化している。厚生労働関係では、介護居宅サービス事業者や障害者支援施設の指定、介護支援専門員証や精神障害者保健福祉手帳などの有効期間が延長された。

また、厚労省は10月24日、介護保険サービスなどの利用料の支払いを猶予する意向を示した242市区町村の介護保険事業所などに対し、窓口で利用料を受け取らず、審査支払機関などに10割請求することを要請した。

民間団体などの働きでは、長野県内21福祉団体などで組織する県災害福祉広域支援ネットワーク協議会が10月14日から長野市などの避難所にDWA Tを派遣。群馬県も長野市に派遣したほか、埼玉県のDWA Tが川越市内で活動している。

市区町村社会福祉協議会を中心に災害ボランティアセンターの設置が98に及び、センター数では東日本大震災に次ぐ規模となった。

※DWATとは「Disaster Welfare Assistance Team」の略で災害派遣福祉チームのこと。

DWATは精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士などから構成され、災害発生時に避難所などにおいて、中長期的な活動を視野に入れ介護や福祉のサービスを行う。

医師や看護師らが被災した地域で活動を行うDMAT（災害派遣医療チーム）の福祉版ともいわれている。

厚生労働省 地域共生社会～相談支援体制の強化は任意

厚生労働省は10月15日、地域共生社会の構築に関連し、市町村における相談支援体制の強化は任意実施とする考えを明らかにした。

高齢、障害、児童と属性で分かれている相談支援事業を再編し、横断的に対応できるようにする。特に「多機関協働の中核機能」「個別制度につなぎにくい課題に継続的にかかわる伴走支援」を強化する。

市町村の努力義務とされた「包括的な支援体制の構築」（改正社会福祉法）を後押しするため、新たな交付金を設ける方向で年内に詳細を固める。来年の通常国会に関係する法律の改正案を提出する。

社会とつながりを持てるよう、引きこもりの人らの「参加」を支援すること、住民同士の助け合い活動の呼び水となる「交流の機会」を作ることとセットで進める。

同日の「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」に考え方を示した。

▽厚生労働省 地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会▽

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_04612.html

ディズニーリゾートライン初の新型車両導入 バリアフリーにも配慮

2020年春にディズニーリゾートラインで新型車両「リゾートライナー（Type C）」の導入が決まり、特別デザインの車内イメージが公開された。

2001年に開業したディズニーリゾートラインは、東京ディズニーリゾートの各施設を結ぶモノレール。これまでダフィーやスティッチといったキャラクターをデザインしたリゾートライナーを走らせたことはありますが、新型車両の導入は初。

新型車両の開発コンセプトは「いつでも どこでも だれにでも ディズニーの世界観を提供したい」としており、ミッキーマウスをイメージした窓やシートなど、外観だけでなく、車内にも特別なデザインが施されている。

外観は、やわらかく揺らめく波をイメージした2色のグラデーション。ミッキーのシルエットを象った窓も大きくなり、展望性が向上しています。



車内はミッキーマウスをイメージしたデザインで、ミッキー型のつり革は3段階の高さがあり、子どもから大人まで楽しめるように配慮したレイアウトになっている。

室内空間は高さ・幅ともに広くなり、ロングシートを採用することで乗降性や居住性が向上しており、車内にフリースペースを設置するなどバリアフリー設備も充実。先頭車両のシートはベビーカーや車イスを利用していても景観を楽しめる形状になっている。

導入車両数は1編成（6両）。2024年度末までに全5編成（30両）を導入予定。



障害者雇用 適性見極めて 熊本県内企業、事前実習で入社スムーズに

※熊本日日新聞より抜粋

中央省庁や県内自治体の雇用率水増しをきっかけに、改善に向けた取り組みが進む障害者雇用。県内企業の障害者雇用率は2.25%（2018年）と全国平均を1割ほど上回るが、雇用義務があっても障害者を雇用していない企業は約3割にのぼる。積極的に障害者登用を進める企業の話などから、障害者114年の同社で角材加工などを担当する後藤大輔さん（43）は、1日に持ち場をいくつも変わりながらフルタイムで働く。後藤さんには知的障害があるが「仕事が多岐にわたり最初は大変だったけれど、周囲がサポートしてくれる」と前向きに語る。同社初の障害者として1995年に入社した後藤さん。採用前には2週間職場で実習を経験し、スムーズな入社につながった。「前もって仕事を体験するとしないでは全然違う。仕事が自分に合っているかや職場の雰囲気分かって、入社してから安心して働けた」と振り返る。

県労働雇用創生課によると、県内企業の障害者雇用率はこの10年で0.3ポイント超上昇。「さらに高い水準を目指すには、障害者を雇用したことがない企業をはじめ社会全体の理解促進が欠かせない」と話す。

熊本労働局やハローワークなど関係機関と連携しながら障害者雇用に力を入れる企業の顕彰や啓発を進める考えで、「事前の実習で障害の特性や働き方を本人と入念に打ち合わせて社員と共有する」（田中信敏・田中材木店副社長）といった具体的な職場定着策を広く伝えていく方針だ。

長年、県内で障害者雇用に取り組んできたのが自動車や二輪車部品を製造する「希望の里ホンダ」（宇城市）だ。勤続30年になる本田和男さん（57）は、「車いすの勤務を想定して作業場が低く作られており、座ったまま仕事ができるので働きやすい」。本田さんは交通事故の影響で下半身に障害がある。

同社はホンダで障害者雇用を進める特例子会社。従業員60人のうち23人に身体、3人に精神障害がある。社内ではバリアフリー化に加え、手書きだった業務報告をタブレット端末入力に切り替えるなど効率化。残業ゼロも達成し、業務改善をすべての社員が働きやすい環境づくりへとつなげている。

障害者雇用に特化したコンサルティング会社を福岡市で経営する木佐貴恵津子さん（57）は「障害をマイナスと捉えるのではなく、特性が合いさえすれば障害者は戦力になる」と指摘する。鍵となるのが実習時の見極めて「できる仕事と難しい仕事を客観的に評価して、適切な職種や企業とのマッチングにつなげることが重要」という。

木佐貴さんは「障害者本人が会社への貢献とやりがいを感じられれば、雇用の継続にもつながる」とした上で、「障害者の雇用とサポートを全ての社員が働きやすい職場づくりのきっかけとしてほしい」と話している。

11月の行事予定

12日(火)	東京都肢連60周年式典・祝賀会	目黒雅叙園
13日(水)	第11回和やかレクリエーション	豊島区サンシャイン水族館
14日(木)	第47回内閣府障害者政策委員会	中央合同庁舎8号館
15日(金)	日本の福祉を考える会	自民党本部
16日(土)～17日(日)	第35回九州ブロック沖縄大会	ユインチホテル南城
16日(土)	関東甲信越ブロック会長会議	高崎市 SPECTRUMSPACE
18日(月)	第2回医療的ケア児等医療情報共有基盤構築事業	みずほ情報総研(株)
30日(土)～12月1日(日)	中国四国ブロック地域指導者育成セミナー	広島県広島市総合福祉センター

地域指導者育成セミナー各地で開催される

●東北ブロック 福島県

「肢体不自由児者に対する合理的配慮に基づく『災害時の住まい』」をテーマとする地域指導者育成セミナー（東北ブロック）が、令和元年10月19日（土）～20日（日）福島県福島市「飯坂ホテル聚楽 平安第1」で開催された。

<第1日目>

*講演テーマ「コミュニティのある応急仮設住宅のあるべき姿」

講師 DPI日本会議 副議長 尾上 浩二 氏

西日本豪雨や熊本地震時の被害状況から避難誘導、避難所機能、仮設住宅等現状からみえた課題と今後求められる対策、障害者団体の役割などが述べられた。講演後4つのグループに分かれ、講演内容を受け①講演からの気づきや実体験②家庭内における安否確認③福祉避難所、仮設住宅等についてと討議するとともに、④台風15号、19号で感じたこと、分かったことも加え、被害状況や避難時の実体験が報告された。各グループの討議内容報告発表後に講師との質疑応答も行われた。

<第2日目>

①講演テーマ「安全で安心して暮らせる地域を目指して」

講師：福島市健康福祉部障がい福祉課課長 蒲倉 弘之 氏

災害時要援護者の東北6県県庁所在地の市の登録率や、福島市の取り組みとして支所単位での地区協議会設置や登録情報の共有、活用、避難について台風19号での実践を踏まえ説明がなされた。講演を受けてグループ討議では、災害時は「向こう三軒両隣」地域ぐるみの支援体制、普段からの取り組みが「いざ」という時に力を発揮することを、改めて認識し合う一時となった。

②手作り防災グッズを作ってみよう

45Lゴミ袋で作る合羽や新聞紙のスリッパ作りなどが行われた。

●関東甲信越ブロック 新潟県

関東甲信越ブロック地域指導者育成セミナーが、令和元年10月23日（水）～24日（木）新潟県新潟市「ANAクラウンプラザホテル 阿賀」で開催された。

<第1日目>

*講演テーマ「コミュニティのある応急仮設住宅のあるべき姿」

講師 DPI日本会議 事務局長 今村 登 氏

自立生活センターSTEPえどがわ コーディネーター 市川 裕美 氏

今村講師から東日本大震災や熊本地震、台風15号の被災の現状や、熊本地震の避難所や仮設住宅を写真で説明があり、引き続き西日本豪雨や熊本地震時の被害状況から避難誘導、避難所機能、仮設住宅等現状からみえた課題と今後求められる対策、障害者団体の役割などが述べられた後、市川講師からは、災害対策の取組と体験報告として、運営している自立生活センターでの取組と、台風19号での活動内容、今後の課題などが報告された。

講演後6つのグループに分かれ討議が行われ、台風15号、19号の被害状況や避難時の実体験も報告されている。

<第2日目>

①講演テーマ「肢体不自由児者の防災対策」

講師：新潟県立東新潟特別支援学校 校長 高橋 淳 氏

肢体不自由児者の被災時における現状と避難時の困難さ避難行動要支援者名簿等の説明の後、特別支援学校における防災対策として実践している避難訓練や関係機関との連携、課題などを説明がなされた。防災の地理・歴史（地名や地凶、過去の災害）から学ぶ必要性やいざという時のための「防災3観念」自助、互助（共助）、公助についても述べられた。

引き続き、講演を受けてグループ討議が行われ避難行動要支援者制度に対する認識や、災害時の地域協力者との避難行動について、現時点での不安なことなどが討議された。

②手作り防災グッズを作ってみよう

手作り防災グッズとして、ゴミ袋で作れる雨合羽やラップの綱などに挑戦した。

●九州ブロック 熊本県

「肢体不自由児者に対する合理的配慮に基づく『災害時の住まい』」をテーマとする地域指導者育成セミナーが、令和元年10月26日(土)～27日(日)の2日間にわたり、熊本県熊本市アークホテル熊本城前にて開催された。

<第1日目>

*講演①「熊本地震による障がいのある方への対応」

講師：熊本市障がい者相談支援センター青空 センター長 大島真樹氏

*講演②「熊本市災害時要援護者避難支援制度について」

講師：熊本市健康福祉政策課 課長 神永修一氏

*講演③「平成28年熊本地震への対応状況等」

講師：熊本市健康福祉局 障がい者支援部 障がい保健福祉部 課長 友枝篤宣氏

講演の後、4グループに分かれ討議を行い、グループごとに発表を行った。

*体験実習「身近な物で防災グッズを作ってみよう」

サララップや広告、新聞紙を使用し災害にあったとき身近な物を活かして何が作れるか意見を出し合った。新聞紙で帽子やスリッパを作り、同じ作り方でも大きさを変えると他の用途にも使える等、新たな発見もあった。

<第2日目>

*講演テーマ「コミュニティのある応急仮設住宅のあるべき姿」

*講師 熊本学園大学 社会福祉学部 教授 東 俊裕氏

災害とは何か。災害と障害者の人権、避難行動要支援者への支援、災害直後の状況、障害者と健常者との支援に格差が生じていたり、災害時の人権保障がない等について講演いただいた。

講演の後、4つのグループに分かれ討議を行い、グループごとに発表を行った。

災害義援金 受領のご報告

このたびは、災害義援金を賜り誠にありがとうございます。

皆様方の暖かいご支援に心より御礼申し上げます。

※ご送金いただきましたご名義で掲載しています。

(公社)京都市身体障害児者父母の会様

2019年10月22日

¥50,000-

2019年10月31日現在 ¥1,609,494-

◇災害義援金口座のお知らせ◇

*ゆうちょ銀行 019(ゼロイチキューウ店) 貯金科目：当座 口座番号：0420612

「振替払込書」をご利用される場合は 00100-3-420612 とご記入ください。

*口座名称：(一社)全国肢体不自由児者父母の会連合会